

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）

〔告 示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二八七）
○原戸籍の一部が滅失した件（同二八八）

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同二八九）
○モザンビーク共和国における「地雷除去計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務二四三）

○税関当局間の相互支援及び協力に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の協定の署名に関する件（同二四四）
○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁二八）

○国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

四	○ 国税庁の保有する個人情報開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件（同二九）	二
四	○ 港湾労働法第十二条第一項の規定に基づき同法第十四条に規定する業務を行う法人を指定した件の一部を改正する件（厚生労働四三三）	二
六	○ 保安林の指定をする件（農林水産一七〇六一七一九）	二
六	○ 広島ヘリポートの設置を許可した件（国土交通七八七）	二
八	○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の規定に基づく水域を指定する件（同七八八）	二
八	○ 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七八九、七九〇）	二
九	○ 国土調査の実施に関する公示（同七九一、七九二）	二
九	〔国会事項〕	二
九	〔人事異動〕	二
九	内閣 金融庁 法務省 財務省 最高裁判所	二
二〇	〔皇室事項〕	二
二〇	〔官庁報告〕	二
二〇	国家試験	二
二〇	採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）	二
二	国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）	二

〔資 料〕

閣議決定等事項
平成二十四年五月中国際収支状況（速報）及び平成二十四年一～三月中国際収支状況（確報）（財務省）

〔公 告〕

諸事項

官庁
監査法人処分、財団関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百四号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の第二項、第二項及び第五項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年七月十八日
厚生労働大臣 小宮山洋子

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第一号を次のように改める。

一次の機械器具を有すること。
イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
ロ フレームレス原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置

ハ イオンクロマトグラフ
ニ 乾燥器
ホ 全有機炭素定量装置
ヘ pH計
ト 分光光度計又は光電光度計
チ ガスクロマトグラフ質量分析計
リ 電子天びん又は化学天びん

第三十一条第九項第五号中、「行う者」の下に、氏名を記載した書面並びにその者」を加える。
附則
（施行期日）
1 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。
（建築物飲料水水質検査業の登録基準等に係る経過措置）
2 この省令の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の第二項第四号及び第八号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの省令の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当該登録に係る事業に関する限りにおいて、この省令の施行の日から起算して六年間は、この省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第二十七条及び第三十一条第九項の規定は、なお効力を有する。